

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

福岡国民年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から53年3月まで
② 昭和55年11月及び同年12月
③ 昭和59年4月から同年9月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年11月
⑥ 平成元年4月から5年3月まで

私は、A地で勤務していた会社を退職して、B県C市に帰郷し、同市役所で、妻が自身の国民年金の継続手続を行うとともに、私の国民年金の加入手続を行った。

同市では、国民年金保険料を地区の区長が集金していたので、区長宅に妻が持参し、区長がまとめて市役所に納付していた。

私たち夫婦の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間とされているが、国民年金に加入して保険料を納付していたはずであり、納得できない。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥については、小さいながらも会社を経営しており、その経営も順調な時期であったので、国民年金保険料が納付できない経済的な理由は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤については、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、当該期間前後の期間の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は当該期間の前後を通じて住居及び経済状況に変動は無かったと供述している上、申立人の妻に係る上記被保険者名簿により、妻の当該期間の国民年金保険料も現年度納付済みであることが確認できる。

- 2 一方、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 5 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人は同年 1 月にさかのぼって国民年金に加入していることが確認でき、申立期間①及び②については、申立人に対する納付書は発行されず、この結果、申立人は、国民年金保険料を納付することはできず、このほか申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、A地在住時に勤務した会社の退職時点である昭和 52 年 11 月にさかのぼって国民年金に加入したとしても、国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年 5 月の時点では、申立期間①は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③及び⑥については、上記被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料を時効消滅直前の昭和 62 年 1 月 31 日及び時効消滅間近の平成 7 年 4 月 14 日に、過年度納付していることが確認でき、この時点において申立期間③の全部及び申立期間⑥の大部分は、時効により保険料が納付できない期間である。

加えて、申立期間④については、オンライン記録により、申立人は昭和 62 年 5 月 11 日に当該期間の国民年金保険料を過年度納付しようとしたが、この時点では、申立期間④の保険料は時効となっているため、当該保険料は当該期間直後の 60 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、残額は還付されたことが確認できる。

そのほか、申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の妻が行っていたと供述しているが、申立期間③、④及び⑥については、妻の国民年金保険料も未納である上、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月20日まで

昭和28年4月1日にA社に入社し、同社本店で1か月間研修を受けた後に同社C支店に異動したが、申立期間の同社における被保険者記録が無い。平成2年1月に退職するまで同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険被保険者記録並びに同期入社と同僚の供述から、申立人は、昭和28年4月1日にA社本店に入社し、同年5月から同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「本店での研修最終日に配属先が決まるため、社会保険手続については、配属先で入社時からの加入にする取扱いとするよう、配属先が決まった都度、本店から配属先の支店長あてに通知を出すこととしている。雇用保険料は当月控除しているため、本店で加入手続を行うが、社会保険料は翌月控除のため、配属先において資格取得手続を行うこととしており、申立期間の厚生年金保険料は配属先で控除しているはずである。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和28年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しているものの、同社が保管する人事記録では、申立人のA社C支店への異動の発令日は、昭和28年5月16日とされており、同社C支店が同支店に申立人が配属された日をもって資格取得日として届け出たものと考えられ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和60年7月31日から同年8月1日まで

A社に昭和55年6月1日から60年7月31日までの期間において勤務したが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

給与支払明細書のコピーを添付するので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社からの回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は昭和60年7月31日に申立事業所を離職していることが確認できる。

また、事業主は、申立事業所において、当月控除方式により厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人が所持する申立事業所に係る同年7月分の給与支払明細書において健康保険料及び厚生年金保険料の合計額が給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和60年7月分の申立事業所における給与支払明細書の保険料控除額から判断すると、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、「保険料を納付したのか否か不明である。」と回答し

ているものの、事業主が資格喪失日を昭和60年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人が所持する昭和55年6月分の給与支払明細書から判断すると、申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人が入社してきたことを憶えている。何か月間だったかは憶えていないが、見習期間があった。」「入社した時期から1か月から3か月間は厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれが入社したと供述する時期と一致していないことから判断すると、申立事業所では、すべての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、A社に係る雇用保険被保険者の資格を昭和55年7月1日に取得していることが確認でき、当該記録はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している上、申立人が所持する申立事業所に係る同年6月分の給与支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 7 月 29 日及び同年 11 月 30 日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の A 社における両申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 11 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 29 日
② 平成 18 年 11 月 30 日

私は、B 社と A 社の二つの事業所に勤務しており、社会保険の取扱いは 2 以上事業所の勤務者として B 社を選択している。B 社（選択事業所）では賞与が支給されていないものの、A 社（関係事業所）では平成 17 年度から賞与が支給されており、その賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、両申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

両申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（関係事業所）が保管する「平成 18 年賃金台帳一覧」により、標準賞与額（11 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を関係事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 18 年 7 月 29 日及び同年 11 月 30 日の標準賞与額（いずれも 11 万 4,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年8月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月17日から同年8月17日まで

昭和19年9月25日から終戦までの期間において、A社で勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和20年1月17日と記録されているが、終戦までの期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での勤務内容等に関する供述は具体的である上、申立人が、「工場が空襲を受け、疎開先である山間の工場で勤務した。終戦後、B県C町（現在は、D市）で解散式が執り行われた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「申立人についての記憶はないが、空襲により山間の工場に疎開し、勤務をしていた。」と供述しており、申立事業所が、昭和20年の空襲において壊滅的打撃を受けたことは文献の内容と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じ課において事務員をしていたとする同僚の一人は、「申立人は、私と同じ係で昭和19年9月25日から終戦までの期間において勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、E社会保険事務局（当時）は、「F社会保険事務所（当時）は、昭和 20 年代に水害に遭い健康保険厚生年金保険被保険者名簿は被災し、滅失の報告はないが、インクが滲^{にじ}んでいるため、判読し難いものが実在している。」と回答しているところ、A社に係る復元前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前が記載されているページは、その前後も含めてインクの滲^{にじ}みが甚だしく、申立人についての記載内容を含めてほとんどの記載事項が判読困難となっており、現在の同名簿は、上からなぞるなどして復元されているものの、復元された記録からは、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、申立事業所が適用事業所に該当しなくなったことが確認できる昭和 20 年 8 月 17 日後に記載されているもの、同資格喪失日が復元されず、空白のままとなっているものなど適切に復元されていない状況がうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿の復元等の状況について日本年金機構Gブロック本部H事務センターでは、「A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を復元した際の根拠は、不明である。また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 20 年 1 月 17 日とした根拠も当時の資料が無く不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社の資格取得時（昭和 19 年 9 月）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和29年12月23日、資格喪失日は32年6月11日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和29年12月から31年9月までの期間は7,000円、同年10月から32年5月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月23日から32年6月11日まで
申立期間にA社B鉱業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述などから判断すると、申立人が、申立期間において、A社B鉱業所に勤務していたことが認められる。

また、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し（以下「同姓同名の者」という。）、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和29年12月23日、資格喪失日は32年6月11日、職種は坑内員）が確認できる。

さらに、申立人は、「別の生年月日で勤務した記憶はないが、入社当時、18歳未満であったにもかかわらず、人手不足のために頻繁に坑内に入って作業に従事していた。18歳未満だと坑内に入れないので、会社が生年月日を変えていたかもしれない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から、同姓同名の者が申立期間当時19歳であることが確認できる上、当該名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、「当時、坑外勤務の者が坑内作業に従事することがあった。」との供述を得ている。

加えて、申立人は、「自分以外にC姓の者が当該事業所にいた記憶は無い。」と申し立てているところ、前述の被保険者名簿から、同姓同名の者以外にC姓の者は確認できない上、オンライン記録では、申立人の姓名で氏名検索を行ったものの、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はおらず、同姓同名の者の厚生年金保険の被保険者記録は、現在 70 歳を超えているにもかかわらず基礎年金番号に統合されていないことなどから判断すると、当該厚生年金保険被保険者記録が申立人の記録であることを否定できない。

また、当時の事業主は連絡先不明により申立内容を確認することができないが、年金事務所では、申立人の申立内容等を考慮すると、同姓同名の者の記録は、申立人のものと同一と推定されると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 29 年 12 月 23 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 6 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 29 年 12 月から 31 年 9 月までの期間は 7,000 円、同年 10 月から 32 年 5 月までの期間は 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年5月1日まで

平成7年8月1日から10年4月30日までの期間においてA社に勤務し、同日までの分の給与を受給した。退職した翌日の同年5月1日からB社に勤務したことを記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した申立人に係る「平成10年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿」から判断すると、申立人が同社に平成10年4月30日までの期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成10年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
昭和 63 年 4 月に県外から A 町（現在は、B 市）に帰郷し、同町役場で住民異動届を提出した。その際に、職員から「国民年金の保険料が未納です。過去 2 年間さかのぼって保険料を納付してください。」と言われたので、国民年金に加入し、保険料納付の指導を受けたため、現年度分と過年度の未納分を合わせた保険料を毎月、2 年間にわたり納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月から 2 年間にわたり、国民年金保険料の現年度分と過年度の未納分を合わせた保険料を納付したと主張しているところ、B 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が同年 4 月 5 日に国民年金に加入したことが確認でき、同名簿の保険料納付欄において、昭和 63 年度の保険料が、加入から 1 年目となる昭和 63 年 4 月 22 日から平成元年 3 月 28 日までの 12 回にわたり現年度納付され、昭和 62 年度分の保険料が昭和 63 年 5 月 6 日から平成元年 7 月 12 日までの 12 回にわたり過年度納付されていることが確認できる。しかしながら、このほかに現年度保険料と過年度保険料が合わせて納付された形跡は見当たらない上、申立人が国民年金に加入した昭和 63 年 4 月から 2 年間継続して保険料を納付したと主張しているところ、2 年目となる平成元年 4 月の時点では、申立期間の大部分の保険料は既に時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間、60 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで
④ 平成元年 4 月から 5 年 3 月まで

私は、A 地在住中に友人から専業主婦も国民年金に任意加入できることを聞き、B 区において国民年金の加入手続を行った。まもなく、夫と共に帰郷し、C 県 D 市役所で、私の国民年金の継続手続を行うとともに、夫の国民年金の加入手続を行った。

D 市では、国民年金保険料を地区の区長が集金していたので、区長宅に私が持参し、区長がまとめて市役所に納付していた。

私たち夫婦の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間については保険料が未納とされているが、申立期間当時は小さいながらも会社を夫が経営しており、その経営も順調な時期であったので、国民年金保険料が納付できない経済的な理由は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④については、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料を時効消滅直前の昭和 62 年 1 月 31 日及び平成 7 年 5 月 22 日に過年度納付していることが確認でき、この時点において申立期間①及び④は、時効により国民年金保険料が納付できない期間で

あったことがうかがわれ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録により、申立人は昭和 62 年 5 月 11 日に当該期間の国民年金保険料を過年度納付しようとしたが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効となっているため、当該保険料は当該期間直後の 60 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、残額は還付されたことが確認できる。

さらに、申立期間③については、上記国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を時効消滅直前の 63 年 2 月 3 日に過年度納付していることが確認でき、この時点で申立期間③は、時効により保険料は納付することができない期間である上、申立人の夫の当該期間を含めた 60 年 6 月から 61 年 3 月までの保険料は過年度納付により納付されているが、夫に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、当該期間を含めた保険料は、4 回の過年度納付に分けて行われており、申立人の保険料がその夫と同様に納付されたものとすれば、社会保険庁（当時）において、4 回に及ぶ過年度納付が記録されなかったこととなり、このような複数回にわたる収納事務を続けて誤ったとは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び④については、夫の国民年金保険料も未納である上、申立人夫婦が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 53 年 3 月末日まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和 53 年 3 月末日まで勤務していたと申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する申立人に係る社員原簿によれば、申立人は、同年 3 月 30 日にA社を離職しており、上記の雇用保険の被保険者記録からは、申立人が同日付けで同社を離職したことに伴う求職者給付等の番号が付されていることが確認できる。

また、B社では、「申立人は、昭和 53 年 3 月 30 日にA社を退職している。」と回答し、申立人が名前を挙げた同僚は、「30 年以上も前のことであり、申立人が月末まで勤務していたのか否かは分からない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月17日から同年5月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成9年5月1日となっているが、同年3月に同社に入社し、指定された事業所で業務に従事していた。

申立期間については、A社から給与が支払われており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの申立人の契約期間に係る回答から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に雇用され、指定された事業所で業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の者は、「勤務を開始した時期から1か月ほど経過した後に、厚生年金保険被保険者の資格を取得している。」と供述しているところ、オンライン記録から確認できる当該被保険者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれが勤務を開始したと供述する時期と一致しておらず、申立事業所では、すべての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、平成9年5月1日にA社に係る被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の事業主は、「申立人の契約期間については記録が残っているが、厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出については、関連資料が保

管されておらず、不明である。」と回答している上、申立人が所持する預金通帳に記載されているA社からの給与振込額の推移からも、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 48 年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで

申立期間①についてはA社の直営店において、申立期間②についてはB社において、それぞれ勤務していたが、両申立期間に係る被保険者記録が無い。勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社では、「昭和 47 年ごろは、直営店の責任者を除き、従業員のほとんどがアルバイト契約で、従業員の入れ替わりが激しい職場であった。正社員であれば社員名簿等に記録が残っているはずであるが、申立人の記録は無い。また、当時の元従業員に問い合わせをしたが、申立人のことを記憶している者はいなかった。」と回答している。

また、当時、A社の直営店の責任者として勤務していた者は、「申立人に係る記憶は無い。当時直営店は、1号店と2号店であったが、私は1号店の店長であった。従業員は全員で12人程度であり、責任者の私以外はアルバイトであった。私の妻も当時、直営店にアルバイトとして勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同人の妻について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立

事業所では、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難い。

- 2 申立期間②については、B社からの回答及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは平成元年5月1日であることが確認でき、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社では、「従業員の出入りが激しく、ほとんどが1年くらいで辞めることもあり、申立期間②当時、当社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員には国民年金に加入するよう説明していた。その後、社会保険事務所（当時）からの指導もあり、平成元年に厚生年金保険に加入した。」と回答している。

さらに、前述の同僚は、「当時、B社はまだ2店舗から3店舗を営んでいる会社だったので、厚生年金保険には加入していなかった。私は、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録から、同人の申立期間②当時における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成元年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間②当時は国民年金に加入していることが確認できる。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 10 日から平成元年 10 月 30 日まで
昭和 61 年 4 月 10 日から A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

平成元年 10 月 16 日に国家資格を取得した際に、申立事業所から勤務証明書を受け取っており、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元経営者の回答及び申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険法において個人経営のサービス業は適用業種に該当しない旨定められているところ、申立事業所は、申立期間当時、元経営者が所管官署に提出した営業許可申請書から個人事業所であったことが確認できる上、元経営者は、「従業員の出入りが多い業種であり、当時、従業員は誰も厚生年金保険には加入させていなかった。当社が法人になったのは、申立期間よりずっと後に業種を変えてからのことであった。」と回答していることから判断すると、事業主は、申立事業所について厚生年金保険の任意加入に係る申請手続を行っていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないことから、厚生

年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 4 月まで

昭和 60 年 6 月から 61 年 4 月までの期間において、A社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、当時、A社は、B社の名称も使用していたので、当該名称の事業所の記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 2 月 4 日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 62 年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社がB社という名称においても事業を行っていた旨申し立てしているところ、当該名称の事業所については、適用事業所名簿に見当たらないことから厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 62 年 4 月 1 日前から勤務していたとする二人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは無かつたし、当該事業所に勤務している間に別の事業所で厚生年金保険に加入したことも無い。」と供述しており、このうちの一人は、「A社に勤務する前から国民年金に加入しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる

までの期間においても、引き続き加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚は申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人がA社及びB社における同僚として名前を挙げた者は名字だけである上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該同僚と推測される者に文書照会するも回答を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、B社という名称の事業所については、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、法人登記も確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

昭和 54 年 4 月から 1 年間、A 県 B 町立 C 中学校（現在は、A 県 D 市立 C 中学校）に職員として勤務していた。当時、1 年間の期限付任用であったため、共済組合員としてではなく、厚生年金保険の被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。現在の勤務先である D 市立 E 中学校が保管する履歴書から勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 F 事務所が保管する申立人の人事記録から、申立人が、申立期間に A 県 B 町立 C 中学校に臨時的任用の職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿から、A 県 F 事務所は昭和 62 年 4 月 1 日に適用事業所に該当しており、オンライン記録では、B 町立 C 中学校は厚生年金保険の適用事業所としては見当たらないところ、いずれの事業所も申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 県が定めた要綱では、A 県 F 事務所及び A 県担当委員会の所管に属する学校並びにその他の教育機関に勤務する臨時的任用職員、期限付任用職員及び非常勤職員については、昭和 63 年 4 月 1 日から厚生年金保険を適用していることが確認できるところ、当時、B 町立 C 中学校において事務を担当していた同僚の一人は、「当時、臨時的任用職員等については社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月27日から25年11月24日まで

昭和17年6月にA社に就職し、徴用によるB社C工場勤務、旧軍隊入隊を経て、復員後の20年11月にA社に復職し、25年11月まで勤務した。申立期間において継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人は、申立人を記憶していない上、申立人は、「申立期間中の事務担当者は、自分が退職する時にはまだ在職しており、自分の方が先に辞めた。」と供述しているところ、当該事務担当者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は申立期間中の昭和22年5月10日になっているなど、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認できない。

また、適用事業所名簿から、A社は、申立期間中の昭和25年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間のうち、同日から同年11月24日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和21年6月27日と記録されており、申立期間のうち、同日から同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった25年3月31日までの期間においては、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、これらの記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と符合する。

加えて、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の事情を聴取することができず、申立期間中の労務担当者も、「申立期間中の、従業員の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等については、記憶が無く、不明である。」と供述し、このほか、複数の同僚から聴取しても、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

申立期間当時、A社に雇用され、同僚と二人で販売業務に従事し、手取りで 20 万円以上の給与を受給していた。

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与支給額に見合うものとなっていないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成 9 年 6 月 1 日において 11 万円、定時決定が行われた同年 10 月 1 日においても 11 万円と記録されていることが確認でき、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、事業主は、「申立期間当時の関連資料は、二度にわたる災害のため消失しており、私は、従業員の厚生年金保険関係の手続及び給与支給に係る事務等には携わっておらず、事務担当者に任せていたため、標準報酬月額に係る社会保険事務所（当時）への届出内容及び給与からの厚生年金保険料の控除等については承知していない。標準報酬月額を引き下げるような指示は行っておらず、適正に処理されていたと思う。」と回答している上、当時の給与事務担当者からも申立内容を確認することができる関連資料及び供述が得られない。

さらに、申立人と一緒に販売業務に従事していたとする同僚は、「私は、申立人と一緒に販売業務に従事していたが、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額については、承知していない。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社からB銀行（現在は、C銀行）に給

与が振り込まれていた旨供述しているところ、C銀行は、「申立期間当時、当行のいずれの支店においても申立人の口座は確認できない。」と回答している上、申立人は厚生年金保険料の控除額についての記憶が定かでなく、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から32年8月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

私は、昭和23年9月1日にA公団B支所(昭和25年4月1日にC協同組合に、35年4月14日にD社に名称変更)に入所し、途中で事業所の名称の変更はあったが、平成3年5月31日にD社を退社するまでの期間において継続して勤務した。

申立期間における事業所はC協同組合という名称であったが、勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚二人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がC協同組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、C協同組合の後継事業所であるD社は、平成13年2月1日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は死亡しており、前述の同僚は申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できないと供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、C協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、32年8月1日に被保険者資格を再度取得していることが確認できるところ、申立期間の前後の被保険者期間における健康保険の整理番号が異なることから判断する

と、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を 29 年 6 月 1 日として厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、その後、同資格の取得日を 32 年 8 月 1 日として厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、C 協同組合の傘下の E 組合の一つであり、申立人の自宅にあった F 組合において勤務していたと供述しているところ、当該名簿によると、申立人の父、姉及び弟も、申立人と同じく、C 協同組合において昭和 29 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、申立人の父及び弟は 32 年 8 月 1 日に、申立人の姉は 35 年 9 月 1 日に、再度当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人を含む家族全員が何らかの理由で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した状況がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から14年11月1日まで

厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成6年8月から14年10月までの期間について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低い額と記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成6年8月から7年9月までの期間については36万円が、同年10月から8年9月までの期間については38万円が、それぞれ同年9月9日付けで12万6,000円にさかのぼって引き下げられているとともに、その後は毎年、14年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまでの期間において12万6,000円の標準報酬月額として届け出られていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、A社の取締役であったことが確認できる上、申立人が、「私は社長の妹であり、経理部長として給与計算を含む経理全般を担当していた。会社が社会保険料の滞納額を解消するために私の標準報酬月額を実際の報酬額より低い額で届出をし、届け出た標準報酬月額よりも高額な厚生年金保険料を控除されていたことを、社長から聞いて承知していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

また、当時の事業主は死亡しており、申立人は、当時のその他の役員等に対する聴取を希望していないことから、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していたことを否定する供述及び関連資料を得ることができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の変額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間のうち、平成6年8月から8年9月までの期間については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

一方、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成14年1月から同年10月までの期間について、B市が保管する申立人に係る14年分の給与支払報告書から判断すると、当該年については、申立人がA社から支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に収録されている標準報酬月額よりも高額であることが確認できる上、当該期間のうち、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録に収録された標準報酬月額が相違していることが確認できる期間について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、前述のとおり、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、A社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、当該期間当時、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たことを承知していた旨を認めており、特例法第1条第1項ただし書の規定により、当該期間をあっせんすることは認められない。

また、申立期間のうち平成8年10月から13年12月までの期間について、申立人は、厚生年金保険料の控除等が確認できる給与明細書等の関連資料を保管していない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成8年10月から13年12月までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。